兵庫県建築物安全安心実施計画［第７次］における
令和７年度までの取組状況

Ⅰ　施策別取組状況

１　新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）

（１）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

目標：構造計算適合性判定を要する物件について確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値を国の示すおおむね 35 日以内とする。

構造計算適合性判定における処理日数の平均値については、近年おおむね 20 日で推移しており、構造以外の審査日数を勘案しても、目標は達成している。

区分	処理件数			処理日数
		うち適合	取下げ	
令和３年度	555 件	551 件	4 件	18.0 日
令和４年度	568 件	561 件	7 件	18.6 日
令和５年度	508 件	499 件	9 件	18.4 日
令和６年度	503 件	498 件	5 件	19.6 日
令和７年度	455 件	451 件	4 件	21.1 日

審査担当者が、関係法令を十分に理解するとともに、「兵庫県内特定行政庁等連絡会議」や職場内会議等を活用した審査機関相互の意見交換や情報交換を行うなど、迅速かつ適確な建築確認審査に向けた取組が進んでいる。

（２）工事監理業務の適正化とその徹底

工事監理者を適正に選定し、当該工事監理者による適正な工事監理を徹底するため、建築士法に定められた設計・工事監理に関する規定や工事監理ガイドラインについての周知・啓発などを、行政による建築士事務所への立入検査時の指導や業界団体による自主的な取組により実施している。

（３）中間検査及び完了検査の徹底

目標：完了検査の完全実施

令和７年度末時点における実完了検査率は、令和５年度確認分が97％であり、高い水準となっている。完了検査の完全実施に向けて、県民への周知と建築関連事業者への受検促進啓発等、引き続き取り組んでいく必要がある。

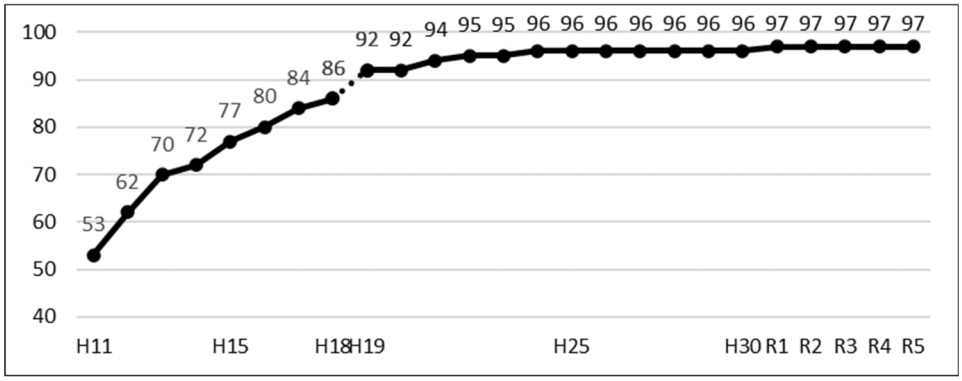
実完了検査率の推移

確認済証交付年度	R１	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検査済証交付年度	R1～3	R2～4	R3～5	R4～6	R5～7	R6～R7	R7
実完了検査率（%）	97	97	97	97	97	中間値	中間値

特定行政庁ごとの実完了検査率（%）　（調査時点：令和７年度末）

区 分	R3確認分	R4確認分	R5確認分	R6確認分 (中間値)	R7確認分 (中間値)
神戸市	98.4	97.9	98.2	92.7	47.1
尼崎市	97.2	97.1	91.4	89.7	60.8
姫路市	96.6	97.8	98.3	97.8	59.3
西宮市	98.2	98.6	98.7	95.0	49.3
伊丹市	98.3	98.9	98.4	88.7	60.6
明石市	96.6	97.5	96.5	92.5	56.7
加古川市	96.2	96.6	96.6	95.8	57.5
宝塚市	98.7	98.9	98.8	95.6	56.3
川西市	97.8	94.9	97.1	93.6	50.4
三田市	98.8	91.9	99.1	95.7	62.3
芦屋市	98.4	96.5	98.0	91.7	54.0
高砂市	95.4	97.3	96.2	90.2	62.6
兵庫県 (上記12市除く)	96.7	96.1	96.2	94.3	57.6
兵庫県全体	97.3	97.3	97.0	93.7	55.2

兵庫県における完了検査率※の推移



※　「完了検査率」については、平成18年度までの計算式が必ずしも実態を反映できていないことから、平成19年度から次のとおり計算式を改めた。
　なお、平成19年度からの計算式では、検査済証交付件数を建築確認から３か年度の間について追跡調査するため、この間は、中間報告による値（中間値）となる。

平成18年度までの計算式 ＝ 当該年度における検査済証交付件数 / 当該年度における確認済証交付件数

平成19年度からの計算式 ＝ 確認済証交付年度の翌々年度末までの検査済証交付件数 / 確認済証交付件数－翌々年度末までの工事取止届等件数

（４）建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底

確認申請窓口や講習会等を活用し、特定行政庁、関係団体がそれぞれの立場から必要な指導監督を行っており、今後とも関係機関相互の緊密な連携の下、実効ある取組を推進する。

	R3	R4	R5	R6	R7
建築士・建築士事務所の違反指導件数	23 件	27 件	16 件	14 件	20 件
建築士事務所への立入検査の実施	19 件	13 件	5 件	6 件	11 件
建築士・建築士事務所の処分件数	1 件	1 件	2 件	4 件	4 件

（５）特定行政庁と指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関との適切な連携

新型コロナウイルスの感染症の経験を踏まえ、対面での会議の開催に加え、ＷＥＢを利用した機関相互の情報交換や、立入検査の実施等により連携が図られている。

	R3	R4	R5	R6	R7
指定確認検査機関への立入検査	30 件	33 件	27 件	23 件	24 件
指定構造計算適合性判定機関への立入検査	2 件	2 件	2 件	2 件	7 件

２　違反建築物対策の推進

（１）違反建築物対策の徹底

定期的なパトロールや立入検査、是正指導により、156件の違反建築物の是正が完了した。今後も違反建築の防止に向けた広報や消防部局との連携等による情報把握、情報共有により、違反建築物の減少を図る。

	R3	R4	R5	R6	R7
違反建築防止週間の一斉パトロールでの立入件数	309 件	316 件	289 件	288 件	279 件
違反建築防止週間以外での立入件数	1,069 件	1,066 件	1,281 件	752 件	571 件
当該年度に発見した違反建築物の件数	334 件	258 件	230 件	208 件	309 件
違反建築物の是正件数(過年度発見分含む)	177 件	171 件	128 件	96 件	156 件

（２）違法設置エレベーター対策の徹底

実態調査や立入検査により発見した違法設置エレベーターに対し是正指導を行った。消防部局、兵庫労働局及び労働基準監督署からの情報提供により違法状態が判明し、指導につながる場合もあり、今後とも連携が必要である。

	R3	R4	R5	R6	R7
違法設置エレベーターの判明件数	14 件	17 件	9 件	14 件	3 件
違法設置エレベーターへの是正件数	3 件	4 件	1 件	3 件	2 件

３　既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）

（１）定期報告制度の適確な運用

定期報告が未提出の所有者に対して、提出するよう督促したほか、是正が必要とされた建築物について適切に指導を行っている。

また、令和７年度にも建築物調査員資格者等のための講習会を開催し、定期報告の的確な運用を図るための周知を行った。関係団体においても、それぞれの会員に対し制度の周知に取り組んでいる。

なお、特定建築物については病院や児童福祉施設等を対象とした年（令和５年度）のみ報告率が高い傾向にあるため、その他の特定建築物の報告率の向上に向けた取組が求められる。

令和７年度実績

	定期報告対象数	定期報告件数	報告率(%)	是正が必要なもの
特定建築物	5,931 件	4,738 件	79.9	3,701 件
昇降機	41,582 件	39,925 件	96.0	2,035 件
建築設備	1,746 件	1,603 件	91.8	602 件
防火設備	4,106 件	3,334 件	81.2	1,455 件

令和６年度実績（参考）

	定期報告対象数	定期報告件数	報告率(%)	是正が必要なもの
特定建築物	7,430 件	5,915 件	79.6	5,058 件
昇降機	41,138 件	39,396 件	95.8	1,654 件
建築設備	1,765 件	1,615 件	91.5	565 件
防火設備	3,940 件	3,241 件	82.3	1,422 件

令和５年度実績（参考）

	定期報告対象数	定期報告件数	報告率(％)	是正が必要なもの
特定建築物	5,876 件	5,378 件	91.5	3,998 件
昇降機	40,738 件	39,253 件	96.4	1,833 件
建築設備	1,744 件	1,609 件	92.3	535 件
防火設備	3,849 件	3,233 件	84.0	1,429 件

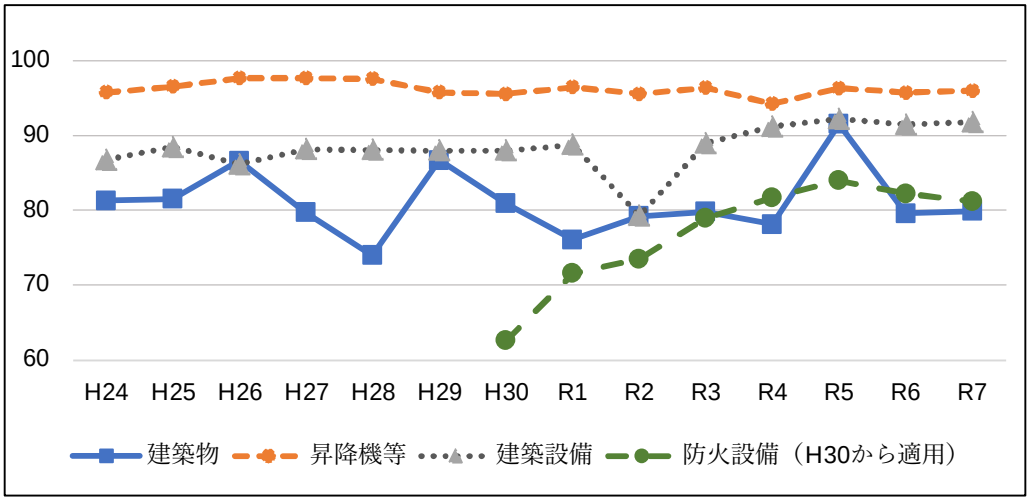
令和４年度実績（参考）

	定期報告対象数	定期報告件数	報告率(％)	是正が必要なもの
特定建築物	5,668 件	4,428 件	78.1	3,434 件
昇降機	40,288 件	37,976 件	94.3	2,546 件
建築設備	1,741 件	1,588 件	91.2	521 件
防火設備	3,795 件	3,101 件	81.7	1,407 件

令和３年度実績（参考）

	定期報告対象数	定期報告件数	報告率(％)	是正が必要なもの
特定建築物	7,352 件	5,864 件	79.8	5,196 件
昇降機	39,985 件	38,550 件	96.4	2,667 件
建築設備	1,750 件	1,557 件	89.0	529 件
防火設備	3,808 件	3,010 件	79.0	1,468 件

兵庫県における定期報告率※の推移



※報告率（％）＝報告件数／対象数

（２）既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

建築物の所有者や管理者に対して、耐震性・防火避難安全性の確保の重要性等について周知するほか、既存不適格建築物の是正指導等を行い、改修の促進に努めている。

空き家や古民家を有効活用するため、各種の補助制度により安全性の向上を推進している。

空き家及び古民家の活用支援制度の申請件数

	R3	R4	R5	R6	R7
空き家活用支援事業　住宅型	78 件	79 件	118 件	103 件	111 件
事業所型	7 件	12 件	11 件	8 件	11 件
地域交流拠点型	17 件	39 件	42 件	40 件	29 件
古民家再生促進支援事業	38 件	31 件	59 件	34 件	49 件
老朽危険空き家除却支援事業	100 件	132 件	127 件	125 件	153 件

4　消費者への適切な対応

（1）消費者への適切な情報提供と相談対応

住宅・建築に関する法制度や諸規則について、説明会・相談会の実施をはじめ、ホームページやリーフレット等の媒体を活用し、消費者への適切な情報提供に取り組んでいる。引き続き相談体制の整備や関係機関・団体との連携を継続していく必要がある。

	R3	R4	R5	R6	R7
住宅改修業者登録制度の登録者数(年度末累計)	688 件	689 件	707 件	752 件	745 件

5　事故・災害時の迅速かつ適確な対応

（1）迅速かつ適確な事故対応

令和３年12月に大阪市で発生した雑居ビルの火災事故発生を受け、関係機関の連携による情報把握や情報共有を行うとともに、類似建築物への調査点検、所有者への注意喚起を行った。

また、建築物や昇降機に係る事故に備えるため、緊急連絡網等初動体制を事前に整備している。

（2）迅速かつ適確な災害対応

災害時に備え、ネットワークや防災システムの整備を行うとともに、緊急連絡網の整備をはじめ、連絡調整会議の開催や各種防災訓練の実施を行っている。また、ハザードマップの作成等、県民への注意喚起にも努めている。

二次災害の防止に向けては、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士を登録しており、講習会や訓練の実施等による知識・技能の向上を図ると

もに、登録者の確保を図り、有事の場合に備えている。

	R3	R4	R5	R6	R7
被災建築物応急危険度判定士の数(年度末累計)	2,527人	2,557人	2,603人	2,692人	2,691人
被災宅地危険度判定士の数(年度末累計)	1,050人	1,057人	1,098人	1,115人	1,129人

６　計画推進のための環境整備

（１）特定行政庁等の執行体制の確保・向上

建築物の安全性の確保に資するための指導等が適確かつ持続的に行えるよう、確認検査や違反指導に係るマニュアルの整備・運用を進めている。また、職員研修等による人材育成のほか、中長期な課題である建築基準適合判定資格者等の確保に向けた取組が進められている。

	R3	R4	R5	R6	R7
建築基準適合判定資格者の新規登録数	8人	13人	18人	13人	16人

※R6以降は二級建築基準適合判定資格者を含む

（２）特定行政庁と関係機関・関係団体との連携等による業務執行体制の強化

兵庫県内特定行政庁等連絡会議を通じて情報交換や情報共有を行い、特定行政庁と関係機関・関係団体との連携を図っている。また、各種手続のオンライン化に向けた取組を行っており、特に指定確認検査機関における建築確認の電子申請、審査については、小規模な物件や住宅等を中心に進んでいる。

Ⅱ　結び

兵庫県建築物安全安心実施計画［第７次］に基づく取組については、建築確認審査の迅速化や高水準の完了検査率の維持、違反建築物対策の推進、定期報告制度の運用、災害対応体制の充実など、各分野において着実に実施されており、建築物の安全・安心の確保に向けた取組は概ね良好な状況にある。

一方で、定期報告の報告率向上や既存建築物の適切な維持管理の促進、違反建築物の未然防止など、継続して取り組むべき課題も見られる。

また、省エネ基準適合義務化への対応をはじめ、建築物を取り巻く制度や社会環境は変化しており、特定行政庁、関係機関及び関係団体が一層連携しながら、適切な制度運用と技術力の向上を図っていくことが重要である。

今後も、建築物の安全性の確保と県民の安全・安心の向上に向け、各主体が連携・協力し、実効性のある取組を継続して推進していくことが期待される。